

令和2年組合議会8月定例会（令和2年8月7日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

8月7日(金)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	7
	○提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○監査報告	16
	○衛生組合事務に対する一般質問	17
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	29
	○管理者の挨拶	44
	○閉会の宣告	45

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第5号

令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

令和2年7月27日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野 克典

- 1 日 時 令和2年8月7日（金） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	砂 川 和 也 議員	2 番	星 野 良 行 議員
3 番	武 藤 倫 雄 議員	4 番	平 田 通 子 議員
5 番	坂 本 敏 治 議員	6 番	井 上 茂 議員
7 番	加 藤 た だ し 議員	8 番	渡 辺 綱 一 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	五 味 雅 美 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	道 下 文 男 議員

不応招議員（なし）

8 月 定 例 会

第 1 日

令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会 第1日

令和2年8月7日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 監査報告

第9 衛生組合事務に対する一般質問

第10 提出議案に対する質疑

第11 討 論

第12 採 決

第13 閉 会

○出席議員（12名）

1番	砂	川	和	也	議員	
2番	星	野	良	行	議員	
3番	武	藤	倫	雄	議員	
4番	平	田	通	子	議員	
5番	坂	本	敏	治	議員	
6番	井	上		茂	議員	
7番	加	藤	た	だ	し	議員
8番	渡	辺	綱	一	議員	
9番	仲	又	清	美	議員	
10番	五	味	雅	美	議員	
11番	北	村	あ	や	こ	議員
12番	道	下	文	男	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	野	原	悦	子	君
監査委員	野	本	一	人	君
組合事務局長	折	原	和	彦	君
組合事務局長次長	稻	垣	達	也	君
組合事務局長次長	大	野		優	君
参与	柳	下	貴	之	君
参与	金	子	由	則	君
参与	藤	村	伸	一	君
参与	木	村	一	弘	君

参 与 天 沼 貞 良 君
参 与 大 津 真 琴 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 石 井 孝 浩 君
書 記 星 井 智 也 君

午前 9時55分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（星野良行議員） 皆さん、おはようございます。

大変厳しい暑さの中、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ、御健勝にて本定例会に御参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

開会前に、皆様をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、お手元に配布しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、発言中を含めマスクを着用していただくなど、感染症対策を踏まえた議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（星野良行議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

6番 井上 茂 議員

12番 道下文男 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（星野良行議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（星野良行議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配布しておきまし

たので、御了承願います。

△諸報告

○議長（星野良行議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、本定例会に管理者から第6号議案から第9号議案までの議案4件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第6号議案から第9号議案の議案4件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、7月から全国的に続いておりました豪雨災害では、河川の氾濫や地滑りなどによりまして多くの貴い命が奪われ、また多くの人々の生活の基盤を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。この場をお借りいたしまして、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復興・復旧を心より御祈念申し上げます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第6号議案から第9号議案につきまして、順次その内容を説明させていただきます。

初めに、第6号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第7号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,783万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,583万1,000円としたいので、この案を御提案申し上げるものでございます。

次に、第8号議案 令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定に付するものでございます。

最後に、第9号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、これまで公平委員会委員をお願いしておりました柳澤伸興氏は、令和2年9月5日で任期満了になります。御本人から今限りで退任したいとの申入れがありましたので、後任といたしまして三日尻憲一氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により御提案申し上げるものでございます。

なお、三日尻憲一氏の経歴等につきましては、お手元に参考資料として配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（星野良行議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

折原事務局長。

〔組合事務局長 折原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（折原和彦君） おはようございます。

初めに、第6号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

第6号議案参考資料を御覧願います。

1の提案理由といたしましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の

一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

2の改正の内容でございますが、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の別表（1条関係）の備考4の字句を整理するものでございます。

前のページにお戻りいただきたいと存じます。

議案の新旧対照表の改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項が、改正後、4 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項となつてございますが、こちらは国におきまして、令和元年5月3日、法律第16号によりまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に名称を改称するという改正が行われたことによるものでございます。

また、改正前の条文第4条第1項と、改正後の第7条第1項は、同じ電子情報処理組織による処分通知等が規定されております。

なお、国の法律の改正の趣旨でございますが、情報通信技術を活用し、行政手続等個々の手続、サービスを一度で完結させるため、行政手続のオンライン化や本人確認電子署名、手数料の電子納付などを整備し、行政手続の利便性や行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的としているものであります。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、第7号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,783万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,583万1,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、2ページ及び3ページが第1表 歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては6ページ以降の事項別明細書で御説明をさせていただきたいと存じます。

8ページをお開き願います。

2歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金につきましては、補正前の額2億9,215万8,000円、補正額173万円を減額しまして、計2億9,042万8,000円とするものでございます。これは、新型コロナウイルスの感染防止に伴いまして組合議会行政視察を中止したことにより、構成市町の負担金を減額するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、補正前の額1,493万2,000万円、補正額1,956万1,000円を増額いたしまして、計3,449万3,000円とするものでございます。これは、令和元年度決算に伴います繰越金が確定したことによるものでございます。

なお、今回の補正予算の財源につきましては、当初予算で計上していました行政視察を中止したことによります余剰金につきましては構成市町の負担金を減額しておりますが、決算剰余金につきましては、今後、その取扱いにつきまして構成市町と協議を行う予定となっているところでございます。

次に、9ページをお開き願います。

3歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございますが、8節旅費の研修旅費、11節役員費、13節使用料及び賃借料が、議会行政視察の中止に伴います減額でございます。8節旅費の費用弁償及び12節会議録作成委託につきましては、当初定例会2回、臨時会1回を予定してございましたが、既に臨時会を5月に開催していることから、今後臨時会が必要となった場合に対応するため、増額をさせていただくものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費の研修旅費でございますが、議会行政視察が中止となったことに伴います正副管理者及び職員の研修旅費の減額でございます。

12節委託料の財務書類作成支援業務委託につきましては、総務省によります統一的な基準によります財務諸表等の作成を平成29年度から職員が進めておりましたが、今後公表となっていく上で公認会計士等の専門家の確認をいただきたく、年度途中ではございますが、補正をお願いするものでございます。主な業務内容でございますが、固定資産台帳の検証、これは総務省令の総務省の手引に沿った記載事項が網羅されているか、科目設定が適正であるか、また減価償却の耐用年数及び減価償却累計額等が適切に算定されているか等の分析を行っていただくことを考えてございます。次に、統一様式に基づきます財務書類の作成を行うことを考えております。こちらは、組合の予算科目を複式仕訳に変換し、決算整理仕訳を行い、財務諸表を作成するものでございます。併せて、構成市町に按分した財務書類を作成し、最後に総務省令で示されている統一的な基準による財務書類作成チェックリストの水準を満たしているか、検

証作業を行っていただく予定でございます。これらの作業を行い、公表資料の作成を行っていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、今後職員による財務諸表の作成事業を適正に行えるよう、適宜研修会を行っていきたくて考えているところでございます。

次に、職員採用試験業務委託でございますが、昨年度2月定例会後に、一般行政職員1名の自己都合退職及び再任用が決定しておりました技術職員の辞退届が提出されました。時期的に当初予算で職員採用試験の予算計上を行えなかったことによりまして、今回の補正予算をお願いするものでございます。採用の予定といたしましては、現在のところ一般事務職1名ほどと考えているところでございます。

続きまして、10ページを御覧願ひます。

2款総務費、2項監査委員費、8節旅費につきましては、現金出納検査につきまして、毎月歳計現金、基金現在高報告書を監査委員さんにお持ちし、その取りまとめとしまして、大体三、四か月の範囲内に一度現金出納検査を実施しておりました。しかしながら、他の一部事務組合の状況を調査する中で、現金出納検査につきましては、地方自治法におきまして毎月例日を定めて監査委員が監査をしなければならないことが確認されましたことから、監査委員さんと協議を行い、本年4月から毎月検査を実施してございます。現金出納検査に係るこれまでの分につきましては、この場をお借りしましておわび申し上げますとともに、反省をしているところでございます。大変申し訳ございません。そのため、4月から毎月現金出納検査を実施いたしますことから、監査委員さんの費用弁償が不足することによります補正予算をお願いするものでございます。

最後に、5款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、令和元年度決算が確定したことに伴い、災害等及び施設の老朽化により予期せぬ修繕等に備え、予備費を補正するものでございます。

以上が第7号議案の補足説明でございます。

〔「すみません、議長」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） はい。

○11番（北村あやこ議員） 聞き取りにくくて、もう少し、ここ一番後ろで、ここしかも開いているし、よく聞き取りにくいところがあるんですが、ボリュームを大きくするとか何とかできませんでしょうか。

○議長（星野良行議員） 事務局、どうですか。

○組合事務局長（折原和彦君） 「アアア」、どうですか。

○11番（北村あやこ議員） すごい単発的にはいいんだけど、言語が続くと何言っているか分からなくて。

○組合事務局長（折原和彦君） 失礼しました。じゃ、もう少しゆっくりとしゃべらせていただきます。

〔「多分ね、二重、三重になっているから、マイクに……」 「なるだけ近づけば」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） こういうほうがいいですか。

〔「そのほうがいいと思う」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） そういうふうにさせていただきます。

〔「もしあれだったら向こうの扉開けると、一時的に」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） 聞こえますか。大丈夫ですか。

〔「はい、それなら大丈夫です」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） すみませんでした。もう少しゆっくりと、はっきりとしゃべるようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（星野良行議員） はい、続けてください。

○組合事務局長（折原和彦君） 続きまして、第8号議案 令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出……

〔「もうちょっと向こう側に、スピーカーを」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） 横にする、分かりました。ちょっとしゃべって共鳴するかどうか。聞こえますか。どうですか。

〔「スピーカーを後ろ向きにしてもらったら」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 暫時休憩をいたします。

（午前10時15分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時16分）

○議長（星野良行議員） 説明を再開してください。

○組合事務局長（折原和彦君） 初めから説明させていただきます。

続きまして、第8号議案 令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、補足説明をさせていただきます。

また、第8号議案の参考資料といたしまして、令和元年度主要な施策の成果に関する説明書も併せて御利用いただきたいと思います。

それでは、1ページ、2ページを御覧願います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金から6款諸収入までの歳入合計は、予算現額3億2,821万9,000円、調定額と収入済額は同額の3億2,825万9,647円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。決算現額と収入済額との比較では、4万647円の増額でございました。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

歳出でございますが、1款議会費から5款予備費までの歳出合計は、予算現額3億2,821万9,000円に対しまして、支出済額は2億9,376万6,137円、翌年度繰越額はございませんでしたので、不用額及び予算現額と支出済額との比較が同額の3,445万2,863円で行われました。

2ページの歳入合計額から4ページの歳出合計額を差し引いた残額は、欄外に記載のとおり3,449万3,510円となったところでございます。

続きまして、5ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

5ページ、6ページを御覧願います。

歳入から説明させていただきます。

1款分担金及び負担金でございますが、こちらは構成市町からの負担金でございます。

内訳でございますが、お手数ではございますが、令和元年度主要な施策の成果に関する説明書の4ページを御覧願いたいと存じます。

こちらに負担金等比較表がございますとおり、令和元年1月1日現在の人口を基準とした負担割合となっているところでございます。負担割合は、上尾市さんが65.5315%、桶川市さんが21.6245%、伊奈町さんが12.8440%となっております。

決算書5ページ、6ページにお戻りいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料でございますが、自動販売機設置に係る行政財産使用料及び収集業者からの処理手数料でございます。処理手数料は、1.8トン当たり50円とし、年間2万7,527トンを受け入れたものでございます。

収集処理量の状況につきましては、お手数ではございますが、先ほどの令和元年度主要な施

策の成果に関する説明書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらに処理状況比較表がございます。前年度と比較いたしまして、271トン、0.97%の減となっているところでございます。

大変申し訳ございません。続きまして、決算書5ページ、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

3款財産収入でございますが、財政調整基金の運用利子でございます。

4款繰入金でございますが、基金からの繰入れはございませんでした。

次に、5款繰越金でございますが、平成30年度からの繰越金でございます。

次に、7ページ、8ページを御覧願います。

6款諸収入でございますが、預金利子、職員駐車場駐車料、再任用職員の雇用保険料の個人負担分、そして、その他雑入といたしましては、地方公務員災害補償基金確定負担金の還付金とコピー代金でございます。また、弁償金でございますが、こちらは福島第一・第二原子力発電所の事故に伴います賠償金でございます。内容といたしましては、脱水汚泥等の放射線物質の濃度測定に係る委託料にかかった費用が対象となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、9ページ、10ページを御覧願います。

歳出につきましては、特に不用額の多いものにつきまして説明をさせていただきます。

1款議会費でございますが、ほぼ予算どおりの執行となっております。議会費の主な内容といたしましては、定例会2回、臨時会2回、議会の行政視察を行ったところでございます。

なお、11節需用費と14節使用料及び賃借料の流用4,000円につきましては、組合議員の交代に伴います議場入り口の名札プレート1枚に要したものでございます。

次に、2款総務費の不用額が378万8,782円となっております。

大きなものとしたしましては、11ページ、12ページを御覧願います。

11節需用費の不用額137万8,523円でございますが、主なものとしましては、ホームページを3月にアップをしたことに伴います例規集加除の用紙印刷代等の削減によるものでございます。

13ページ、14ページを御覧願います。

13節委託料の不用額68万4,416円につきましては、主なものとしたしまして、ホームページ作成委託、植栽整備委託等に伴います執行残によるものでございます。

続きまして、15ページ、16ページの下の段を御覧願います。

3款事業費の不用額は、1,362万1,181円となっております。

11節需用費の不用額523万4,528円でございますが、こちらは先ほどの令和元年度主要な施策の成果に関する説明書5ページと6ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらの中で、(2)し尿処理費に関する事項、ア、施設運営費管理の消耗品等の状況、イ、各機械設備修繕の状況に、消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料の実績を記載してございます。不用額につきましては、これらの実績に伴います執行残でございます。

次に、決算書17ページ、18ページにお戻りいただきたいと存じます。

13節委託料及び18節備品購入費につきましては、執行残に伴うものでございます。

4款公債費につきましては、年度当初財政調整基金からの繰替運用に伴います利子相当分でございます。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、20ページを御覧願いたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額3億2,825万9,000円、2の歳出総額2億9,376万6,000円、3の歳入歳出差引額3,449万3,000円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。5の実質収支額は3,449万3,000円でございます。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございませんので、この金額は全額令和2年度へ繰り越されていくものでございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、1の公有財産の土地及び建物につきましては、期首の増減はございませんでした。

2の物品につきましては、フォークリフトを決算年度中に1台更新しております。更新前のフォークリフトでございますが、平成7年9月に購入し、耐用年数でいきますと、税法上では4年ではございますが、約25年使用してございます。参考までに、当時の取得価格でございますが、90万6,400円となっているところでございます。

3の基金、財政調整基金につきましては、決算年度中に1,486万円を積立てし、決算年度末現在高は1億5,709万6,000円となっております。

以上のとおり、第6号議案から第8号議案の補足説明をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星野良行議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

△監査報告

○議長（星野良行議員） 次に、令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査報告を求めます。

野本一人監査委員。

〔監査委員 野本一人君 登壇〕

○監査委員（野本一人君） ただいま議長から監査報告についての御指名をいただきました監査委員の野本でございます。代表して決算審査の報告をさせていただきます。

私と議会より選出されました五味監査委員は、去る7月10日、当組合において、令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に当たりまして、会計管理者をはじめ、関係職員の出席を求め、それぞれ説明を聞きながら審査を行いました。

審査の主眼としまして、1点目は、令和元年度一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書等の附属書類は関係法令に準拠して作成されており計数が正確であるかどうかについて、2点目は、歳入歳出予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて審査を行いました。

その結果、決算書をはじめ附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も誤りなく適正に表示され、また、歳入歳出予算の執行状況についてはおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、審査の概要につきましては、7月20日付で決算審査意見書を管理者宛てに提出し、その写しが議員各位に配布されておりますので、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、監査報告といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（星野良行議員） 以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。10分程度休憩をいたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。その後再び休憩を取りたいと思いますので、提出議案に対する質疑、討論のある方は、その際に事務局まで通告書を提出願ひます。

（午前10時31分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（星野良行議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。
11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） おはようございます。

一般質問させていただきます。何か後ろからで大変失礼なんですけど、よろしく願いいたします。

この議会2回目なんですけれども、約3億ちょっとの予算で議会があるというのは非常にぜいたくな話だと思っております。国の借金は2,100兆円を超えて、国民生産の2倍の借金を抱えているアメリカよりも我が国はもっと深刻だというふうに、今2.6と言われていますが、もっと上がるのではないかというふうに言われています。こんな中で地方自治はどうあるべきか。国の補助金に頼っている地方自治体は、独自の政策と予算の切り盛りがこれまで以上に必要となってくると思っております。

当組合も地方自治体の1つとして、市や町に影響を与える要素としても、より一層の健全かつ将来を見据えた運営が必要となってくると思います。議会と執行部の共通の認識と思ひまして、本議会に臨みたいと思っております。今後の運営の課題となるものですが、私は施設整備基本構想だと思っております。3月に出来上がった構想について、今後1つずつ丁寧に取り上げていきたいと思っております。20分なので、少しずつということをお願いをしたいと思います。

まず1点目、し尿処理施設整備構想について、基本構想の前提となる期限が設定をされていません。目標がいつまでなのか、どういうふうに設定していくのかが書かれておりません。これはなぜなのでしょう。組合としての方向性が見えませんが、管理者の考え方を伺いたいと思ひます。

また、構成市町村の下水道計画と連動したものの、今後も長期で組合を運営するとの見解が出されているんですが、構成市町村の行政面積、下水道計画面積の割合、計画終了年、進捗率などを、人口と割合、し尿処理人口と割合など一覧表にして説明をしていただきまして、長期的展望の見解を各管理者に伺いたいと思ひます。

次に、2点目、前議会の答弁ですが、し尿処理について、公共下水道と一緒に処理は検討できないのかという質問に対して、課題コストの整理は今後の課題というふうに御答弁をされました。搬入者は各自治体ごとに把握できており、地域ごとに下水道処理団体に搬入する検討と

いうのがまずされるべきだと思いますが、それはどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。
小野管理者。

○管理者（小野克典君） 北村議員の御質問にお答えいたします。

大きな1のし尿処理施設基本構想についてでございますけれども、今回の基本構想につきましては、施設稼働後約29年を経過することから、今後の長期安定的な施設運営を見据えた施設整備を検討するに当たり、その基礎資料とすることを目的として策定したものでございまして、基本構想第6章で、今後のスケジュールといたしまして事業スケジュールを記載しておりますけれども、整備完了までは事業計画確定後およそ7年を要するスケジュールとなっております。

また、組合の方向性についてなんですけれども、この基本構想を基礎資料といたしまして、今後構成市町と協議を行っていく中で、その中で方向性を示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 続きまして、大きな1の構成市町の行政面積、下水道計画面積と割合、計画終了年、進捗率、人口と割合、し尿処理人口と割合などについてでございますが、議長の許可を得ましてお配りさせていただいております令和2年8月定例会一般質問議案質疑資料の1ページを御覧願いたいと存じます。

構成市町下水処理及びし尿処理について、令和2年4月1日現在といたしまして、上尾市さんにおきましては、行政面積が45.51平方キロメートル、下水道の処理計画面積が26.84平方キロメートル、割合は58.98%、計画終了年度は令和7年度末となっております。進捗率は88.30%、下水道人口は19万461人、割合は83.16%でございます。し尿処理の処理人口は3万8,576人、割合は16.84%でございます。

次に、桶川市さんにつきましては、行政面積が25.35平方キロメートル、下水道処理の計画面積は8.28平方キロメートル、割合は32.66%、計画終了年度は令和6年度末、進捗率は95.89%、下水道人口は5万7,102人、割合は75.84%でございます。し尿処理の処理人口につきましては1万8,186人、割合は24.16%となっております。

次に、伊奈町さんでございますが、行政面積が14.79平方キロメートル、下水道処理の計画面積は5.41平方キロメートル、割合は36.59%、計画終了年度は令和3年度末、進捗率は98.03%、下水道人口は3万1,977人、割合は71.22%でございます。し尿処理の処理人口は1万2,923人、割合は28.78%でございます。

構成市町全体で計算しますと、下水道人口につきましては27万9,538人になりまして、割合は80.05%となります。し尿処理人口につきましては6万9,685人になりまして、割合は19.55%となっております。全体的な傾向といたしましては、公共下水道の整備が進み、し尿処理につきましては減少しているものと考えてございます。このような傾向は今後も進んでいくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

〔「答弁まだ」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 小野管理者。

○管理者（小野克典君） すみません。先ほど私のほうへの御質問で、長期的な展望ということで御質問がございまして、申し訳ございません。答弁漏れをしまして、すみません。

長期的には、市の浄化槽汚泥の管理料というのは、当然これは、今説明もありましたけれども減少していくものと考えますけれども、決してなくなるわけではございません。今後の少子高齢・人口減少社会を踏まえながら施設の維持管理を行っていかねばならないというふうには考えております。

また、長期的な展望ということにつきましては、今回のし尿処理施設基本構想を契機に、し尿処理施設の在り方を含めて効率的な運営をさらに進めるとともに、限られた財源を有効に生かしていけるよう、議員の皆様、また市民、町民の皆様と協力いたしまして推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 畠山副管理者。

○副管理者（畠山 稔君） 私どもも、今の小野管理者が言ったこと、同意見でございます。長期的な視野に立ち、大島副管理者とともに2市1町協力してし尿処理行政を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 大島副管理者。

○副管理者（大島 清君） 副管理者の大島でございます。

今、小野管理者、そして畠山副管理者のほうからお話がありましたとおりでございます。私

も同意見でございます。最少の予算で最大の効果が発揮できるように、議員の皆様方としっかりと協議をして推進をしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（星野良行議員） 折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 続きまして、大きな2の前議会答弁の公共下水道と一緒に処理は検討できないのか、地域ごとに下水道処理団体に搬入する検討はされたのかにつきまして御答弁させていただきます。

前回の定例会におきまして、公共下水道の検討につきましては、構成団体それぞれ流域下水道が違いますので、下水道への放流は難しい状況でございますと答弁を行っておりますが、基本構想の今後の課題で広域処理の可能性の検討が提起されているところでございます。先般、埼玉県下水道局荒川左岸北部下水道事務所にお伺いをし、最新の情報提供をいただいていたところでございます。県の説明によりますと、施設の放流水を施設がある自治体の公共下水道へ接続し、流域下水道へ放流することにつきましては……

〔「すみません、声聞こえない。マイク入ってないみたいです」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） 聞こえますか。

〔「あまり」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） 大丈夫ですか。

〔「もうちょっと大きく」と言う人あり〕

○組合事務局長（折原和彦君） もう少し大きく、分かりました。

県の説明によりますと、施設の放流水を施設がある自治体の公共下水道へ接続し、流域下水道へ放流することは、一般的には技術的、性能的に可能と考えられますとのことでございました。事例といたしましては、朝霞市、行田市におきまして、し尿処理施設の放流水を公共下水道へ接続しているとのことでございました。

しかしながら、公共下水道へ接続する場合、幾つかの課題がございます。例えば、公共下水道管理者との協議や、場合によっては荒川左岸北部流域下水道区域の自治体との協議等が予想されること、公共下水道へ接続するための技術的検討、イニシャルコストやランニングコスト等を考えなければならないと伺っております。組合におきましても、朝霞市の事例をネットで確認しましたところ、汚泥処理設備、高度処理設備や消毒設備等が不要になることから、コスト的にはメリットがあるものと考えてございます。また、坂戸市さんにおきましても同様の

事例があると情報を得ましたので、今後施設整備の選択肢の1つとして調査研究をしてみたいと考えているところでございます。

なお、議員御質問の各自治体で各流域下水道施設へ直接搬入できないかにつきましても、今後調査をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） この整備構想を見ますと、確かに7年かかりますよと、整備するには。ただし、ここに1案、2案というか、15年あるいは30年、今の設備を修理しながら直していくと15年、全く新しくすると30年という計画も、費用も出ているわけです。ですから、単純にコストを安くしてということではなく、今お調べいただきました朝霞市や坂戸市、そんないろんな事例においても、やはり広域化なり接続をするということのいろいろな方法があると思います。ただし、この基本構想にはそのことは入っていないんですね。ですから、皆様、正副管理者のお話を聞くと、どうも今までをただ持続をしていって、そのままで何とかやっていこうかなというような雰囲気が見て取れるわけですが、下水道計画は伊奈町が令和3年、桶川が6年、上尾市さんが令和7年ということで、都市計画の問題もあるでしょうが、下水道計画を広げていくのか、あるいはこのままにしてまた更新だけでやっていくのかよく分かりませんが、いずれにせよ減っていくことは確かであります。その場合にコストのメリットというのはどのぐらいあるのかというのは、もうちょっと真剣に考えなきゃいけないと思ひまして、例えば目標を10年後、15年後というふうに設定をして、そのときにどういう状況になっているか、こういう場合には幾らか、新しくした場合には幾らかというような、この構想の検討の仕方がされていないというのはとても残念というか、非常にフアジーな計画になっているというふうに思ひます。

ですから、今接続するということ、それから広域化の問題、これについては検討内容に入っておりませんので、構想の中でまた付け加えて、もうちょっと広域的に、長期的に考えていく必要があると思うんですけれども、その辺の正副管理者の中でもう一回御検討というか、協議をする必要があると思うんですが、管理者どうでしょうか。

○議長（星野良行議員） 小野管理者。

○管理者（小野克典君） 先ほども申しあげましたように、あくまでも今回のし尿処理施設整備基本構想というのは、今後の長期の施設運営を見据えた施設整備を検討するための基礎資料

でございますので、この中で今後、先ほども申し上げましたけれども、どのような方向性で進めていくかということをや2市1町でやはり考えていかななくてはならないと思います。

そうした中で、北村議員が先ほど来、前議会から御提案をいただいておりますけれども、下水道への直接搬入というのも、今事務局長が申し上げましたように選択肢の1つとしてこれは研究、一考に値するものではあるかと思っておりますけれども、いずれにしても今回の基本構想というのはあくまでも基本構想でございますので、この後実際に施設整備を進めていく上で統合計画とかそういったような段階へと進めていくものと考えられますので、今回は基本構想、あくまでも基礎資料としながら、確かにこういったし尿処理の搬入量というのは減っていきますけれども、全てが全部、調整区域なんかはやはり下水道整備がなされませんし、そういった中では、やはり浄化槽汚泥とかそういったものって、し尿等搬入というのはなくなりますので、そういったもろもろ、いろいろな角度から考えながら今後の方向性というのはしっかりと検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 管理者は余裕があるのか、私はたしか400万円弱だったと思うんですよ、この構想の委託料。それで、あくまでもただ検討のための資料と言うなら、私はもうちょっと有効に予算を使ってほしいなというふうに思います。

いずれにせよ、広域化、それと公共下水道の接続の方法と他市の事例なども研究しなければいけないというふうに思っております。時間があと1分弱になりましたので、3回目の答弁は要りませんが、要するにちょっと甘いのではないかというふうに思います。

それと、もう一つは、もう一回委託をかけて調査をするのか、あるいは研究チームなり何なりをつくって……

○議長（星野良行議員） 時間になります。

○11番（北村あやこ議員） 34秒残っています。

○議長（星野良行議員） 終了としておりますので、今回は。

○11番（北村あやこ議員） 私のいただいたのだと29秒残っているんですけども、すみません。そういう意味で、きちんともう一回検討し直し、長期的に見ていただきたいと思いません。

以上で質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

次に、3番、武藤倫雄議員。

○3番（武藤倫雄議員） おはようございます。

それでは、早速通告に従い質問させていただきます。

この7月には、九州地方や長野、山形県などが、豪雨それから河川氾濫による災害に見舞われました。これまで水害のリスクが示されていなかった地域でも被害に遭われたところがあると聞いております。これから秋にかけても全国的にまだまだ発生するかもしれません。

また、御存じのとおり、この日本は地震大国であります。この二、三十年振り返ってみただけでも、東日本大震災、阪神・淡路大震災、熊本、北海道南西沖、日本海中部地震と各地で大きな震災が発生していて、今日この瞬間、この場所に発生してもおかしくありません。この埼玉県県央部は、比較的災害のリスクが小さいと言われております。しかしながら、今年の台風ではこの地域も各所で浸水の被害が発生しています。また、今、私たち全員で闘っている新型コロナウイルス感染症も、これまでの日常生活や経済活動をこれでもかと破壊している、まさに災害だろうと思います。

そこで、当組合の災害等に対するリスクマネジメントの状況がどうかについて伺ってまいりたいと思います。

1、施設はどれほどの震度まで耐えられるのか。

2、地震のリスク想定とそれに対する対策は。

3、施設はどれほどの浸水に耐えられるのか。

4、浸水のリスク想定とそれに対する対策は。

5、職員内に新型コロナウイルス感染者が出た場合や、職員の多数が待機となった場合の対策はありますでしょうか。

以上5点、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 3番、武藤倫雄議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 武藤議員さんの御質問に順次お答えさせていただきたいと存じます。

①の施設はどれほどの震度まで耐えられるのかについてでございますが、現在稼働しております第2施設につきましては、平成2年度に竣工し、建築基準法の新耐震基準を満たしてございます。それによりますと、震度5程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7に達する程度の大規模地震では倒壊は免れるというものでございます。しかしながら、建物自体は倒壊を免れても、機器の損傷のおそれがございます。地震の揺れ方によっても機器の損傷の状況

も違ってくるものと考えておりますことから、どの程度の基準というより、地震が発生した場合につきましては現場の職員が施設を見回り、安全確認を行っているところでございます。

続きまして、②の地震のリスク想定と、それに対する対策はについてでございますが、地震のリスク想定につきましては、震度のいかに問わず、地震により建物及び機器が損傷した場合、速やかに施設の稼働を凶らなければなりません。そのため、機器の交換修繕のときには、でき得る限り床面と機器をアンカーボルトで固定を行うなど、耐震対応に努めているところでございます。そして、今年度は3年に一度の精密機能検査を予定しており、その中で施設及び機器の状況を把握していきたいと考えているところでございます。

また、建築後約30年を経過することから、すぐに更新や大規模改修ということまでには相当の時間を要しますことから、建物及び機器の詳細な状況を把握し、維持管理を行っていく必要があるものと考えているところでございます。今後、維持管理に必要な詳細な調査、診断等を行い、計画的な維持管理を行っていく必要があるものと考えてございます。併せて、現在大規模地震を想定した事業継続計画を作成している最中でございます。

次に、③の施設はどれほどの浸水に耐えられるかについてでございますが、第2施設は地下に機器、水槽等が設置されておりますことから、施設地盤面から20センチまでの水位であれば浸水しない設計となっております。

次に、④の浸水のリスク設定と、それに対する対策はについてでございますが、昨今の想定を超える大雨は、河川氾濫などの災害をもたらしております。組合の施設は、元荒川、赤堀川に接していることから、河川氾濫による浸水のリスクが想定されております。対策といたしましては、早目に雨の情報を収集し対策を講ずることとしておりますが、地域一面が水没した場合などを想定し、現在事業継続計画を作成しているところでございます。

なお、浸水被害によりまして施設の復旧に時間を要する場合は、埼玉県が中心となり、県内のし尿処理施設の相互協力によりまして、し尿の処理を行うこととしてございます。

続きまして、⑤の職員内に新型コロナウイルス感染者が出た場合や、職員の多数が2週間の待機となった場合の対策についてでございますが、し尿処理施設は住民の生活に欠かせない施設のため、継続的に運転を行っていかなければなりません。組合といたしましては、施設運転への影響を極力小さくするよう対策を講じてございます。対策でございますが、新型コロナウイルスの感染が始まりました3月から、管理棟と施設棟の職員の接触を極力行わないようにし、どちらかの棟の職員で新型コロナウイルスの感染者が出た場合などは、違う棟の職員で業務ができるよう対応してございます。また、日頃から手洗い、手指の消毒、うがいやマスクの着用、

3 密の回避等を実施し、予防対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

3 番、武藤倫雄議員。

○3 番（武藤倫雄議員） ありがとうございます。

こちらが建設されたのが30年前ということで、当時から災害のリスク想定がどのレベルでされてきたのかということあるんですが、防災マップ拝見すると、確かにこの辺は地震の揺れですとか浸水とかも決して重大な被害が起こる想定はされていない地域ではあるんですけども、昨今の自然災害を見ますと、これまでの予測を超えて起こってくるということがありますので、質問させていただきました。

また、浸水に関しては20センチまで大丈夫ですよという、20センチという高さを不安と取るか、安心と取るかは皆さん判断が分かれるところかと思いますが、ちょうど今、事業継続計画を策定されているとのことでございますので、ぜひ必要な調査しっかりと行っていただいて、根拠と実効性のある計画となるように祈ります。

特に、当組合の管理者、それから副管理者は、2市1町それぞれの首長が務めておられますので、この地域でいざ災害が発生したときには、それぞれの市町における対応で手いっぱいになることが想像できます。そんなときに、ある程度のところまでは管理者の指示や決定がなくても迅速な行動が取れるよう、対応マニュアルの整備等もしっかりやっていく必要があるのではないかと考えます。

そういったことをお願いして、本日におきましては私からの質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（星野良行議員） 以上で、3 番、武藤倫雄議員の一般質問を終わります。

次に、10番、五味雅美議員。

○10番（五味雅美議員） 議席番号10番の五味です。一般質問させていただきます。

先ほどの北村議員のほうからも出ました、し尿処理施設整備基本構想について伺います。ダブルの部分もあるかもしれませんが、極力踏まえてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3月にまとめられましたし尿処理施設整備基本構想について、5月の臨時会でも概要説明がありました、その中から質問します。

基本構想では、整備法案として延命化と更新の2方案が示され、今後施設の状況を把握して

検討協議していくとのこと。そして、事業計画を立案して、着手してから延命化であれば5年、更新であれば7年を要するとなっています。計画立案にどのくらいの期間を要するのかがはっきりしません。早くて最小で6年、長ければ10年ぐらいかかるのではないかと思います。耐用年数もぎりぎりとなるのではないかと考えます。

基本構想によりますと、一般的にコンクリート構築物の耐用年数は約50年、延命化工事における施設整備後の稼働目標年数は10年ないし20年で設定されるが、稼働開始後35年頃に整備後の施設が稼働を開始した場合は、整備後の稼働目標年数は15年程度が限界とのこと。今の施設がそれまで耐えられるか、耐えられるとしても修繕費用が膨らんでいくのではないかとということが考えられます。

設備装置の状況については詳しく書かれていますが、金額、修繕のサイクル等が不明です。

そこで、1番目に、設備の老朽化と維持費用について、修繕がどのように推移しているか、全体及び個別の主な整備、修繕のサイクルがどのような状況になっているのか伺います。

また、今後の選択肢として広域処理の可能性があります。これは具体性がある選択肢になるのか。

そこで、2つ目に、広域処理の可能性について、対象となる近隣自治体がどのような状況にあるのか伺います。基本構想によりますと、さいたま市で2か所、川越市、川島町、北本市、それから久喜市と6つの施設がこの3市町の周辺にあります。恐らくそれらが対象となるのではないかと思います。それについて、事務局のほうで把握しているところがあれば伺いたいと思いますので、以上2点、よろしくお願いします。

○議長（星野良行議員） 10番、五味雅美議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） ただいま御質問いただきました五味議員さんの一般質問につきまして、順次お答えさせていただきたいと存じます。

初めに、設備の老朽化の維持費用について、修繕がどのように推移しているかについてでございますが、過去10年間の修繕費及び工事請負費の状況につきましては、議長の許可を得ましてお手元にお配りしております令和2年8月定例会一般質問議案質疑資料の2ページを御覧いただきたいと存じます。そちらの表の中に、金額につきましては修繕費、工事請負費の合計額として記載しておりますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

過去10年間で大きなものから順次ご説明をさせていただきます。

平成22年度につきましては、搬入量減少に伴います水槽を減少させる改良工事を実施した

ことによるものでございます。平成23年度は、処理水槽の防食整備を行ったことによるものでございます。平成24年度につきましては、オゾン発生装置のオゾナイザーの交換によるものでございます。平成28年度につきましては、し渣及び脱水汚泥外部搬出工事によるものでございます。年度によりまして、機器の規模や種類等により金額は前後しますが、資料のような状況となっているところでございます。

次に、全体及び個別の主な整備、修繕のサイクルなどの状況についてでございますが、まず建物全体の整備につきましては、平成11年度に第2施設の外壁塗装、平成26年度に電気室外壁、屋根・屋上の防水工事を実施してございます。

次に、施設内の機器でございますが、機器によりまして修繕の周期が異なってまいります。例えば、破碎機の切り刃や機器のベアリング等の消耗品につきましては使用時間が2,000時間または1年のいずれかに達したとき、汎用機器及び特殊機器の回転部分は2万4,000時間または3年のいずれかに達したとき、し渣・脱水汚泥のコンベア等につきましては4万時間または5年のいずれかに達したときを目安にて交換をしてございます。その他機器によりまして、4万8,000時間または6年、8万時間または10年のいずれかに達したときと目安をつくりまして修繕を行っているところでございます。

続きまして、広域処理の可能性についてでございますが、近隣自治体のし尿処理施設の状況につきまして調査をいたしましたところ、北本地区衛生組合につきましては、平成8年度から稼働し、処理量は日量136トンでございますが、搬入量も減少している状況とのことでございます。現在、老朽化が進んでおりますが、計画的に修繕を行い維持管理を行っているとのことでございました。

次に、久喜宮代衛生組合でございますが、昭和48年度に竣工し、平成10年度に開棟した日量70トンの施設と、平成7年度に竣工した日量53トンの施設を有してございます。久喜市におきまして、久喜市し尿処理施設基本構想を平成31年3月に策定し、現在試算におきまして施設整備について検討を行っているとのことでございました。

次に、川越市環境センターにつきましては、昭和55年4月に稼働し、日量150トンの施設でございますが、こちらも搬入量は減少傾向とのことでございました。現在は、予防保全を繰り返しながら維持管理を行っているとのことでございました。

次に、川島町環境センターにつきましては、平成10年度から日量30トンの施設として稼働してございまして、現在は予防保全を繰り返しながら維持管理を行っているとのことでございました。

続きまして、さいたま市大宮南部浄化センターでございますが、平成13年度に日量179トンで稼働しております。こちら搬入量は減少傾向とのことでございました。

最後に、さいたま市クリーンセンター西堀でございますが、平成12年度から日量147トンで稼働しておりますが、同様に搬入量は減少傾向とのことでございました。また、毎年の修繕で維持管理を行っていると同でございます。

議員御質問の広域処理の可能性についてでございますが、それぞれの施設で搬入量の減少や施設に係る費用、老朽化の問題もあるかと思いますが、それぞれの地域でし尿処理の枠組みや歴史というものもございます。その辺を踏まえながら、今後近隣自治体の状況を注視しながら調査研究をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

10番、五味雅美議員。

○10番（五味雅美議員） ありがとうございます。

1つ目の修繕に関してですが、資料を、基本構想を見ますと、建物の構築物、様々な機器類や周辺装置が多数ありました。それらを検討するに、非常に複雑です。施設があとどのくらいもつのか、周辺施設が、機器類がその間に修繕、交換を繰り返すことになって、また維持費用が膨らんでいくということも想定されます。

それから、2つ目の広域処理の問題ですが、近隣の6施設について伺いました。その中で、久喜宮代衛生組合が築47年、川越市環境センターが築40年と古くなっています。ほかは比較的新しいようなので、恐らく古いところが対象になるのかなというふうに思います。ただ、国が広域処理を進めているとはいえ、相手があることでもあるし、その調整にはさらにまた多くの労力を費やすことになるのではないかと思います。現実的になるかどうかというふうに考えます。

1つだけ再質問させていただきたいんですが、先ほど北村議員のほうからもあったんですけども、この基本構想は、基本計画、スタートする前に計画立案の期間があるわけですね。それがいつから始まるのかが明記されておられません。それによって、工事が始まってから5年だとか7年だとか書かれていますけれども、その前のその立案期間がどのくらいかかるのか。このところについて、いろいろ検討事項、調査事項があるわけですが、いつから着手するのか、言わばキックオフをいつするのか、既に進めているのかどうか、その辺だけ現状を教えてください。

○議長（星野良行議員） 折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 五味議員さんの再質問につきましてお答えさせていただきます。

こちらの基本構想によりまして、幾つかの課題がございます。例えば、現状の把握または広域化等の検討等がございます。現在、構成市町の担当部署と基本構想につきまして一度説明を行いまして、それらを基にしまして今後の方針、方向性につきまして検討してまいりたいと考えてございますので、いつからということにつきましては、現時点におきましてお答えすることはなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 10番、五味雅美議員。

○10番（五味雅美議員） そうすると、今年度か来年度かというところもまだはっきりしないということなんですね。ですから、結局計画立案が、じゃ、いつ終わるのかというところは当然着手は見えてこないということだと思います。やはり、大事な施設でもありますから、それなりのスピード感なり何なりを持って進めていくべきではないかなというふうに思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 以上で、10番、五味雅美議員の一般質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩します。休憩中、提出議案に対する質疑、討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午前11時27分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時44分）

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） お疲れさまです。坂本でございます。

3点にわたってお伺いをしたいと思います。

私のは、8号議案の決算の認定についてでございます。

1つ目は、歳出、2款総務費、2目の財政管理費でありまして、財政調整基金、これの積立てについて、こここのところ毎年積み立てながら変動させていくようであります。この財政調整基金積立金のいわゆる積立て上限というか、繰越金が出た場合にその半分を積み立てるというふうな方向のようではございますけれども、これはどのぐらいまでの積立てを行うことを考えていらっしゃるでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

というのは、これどんどん増えていくということで、いろんな条例に基づいて大きな工事、あるいは財政状況によっては使いながら財政の健全運営をしていくということになるわけですが、これから長期に考えた場合に、更新なり延命なり、そういったのに大きなお金がかかります。そのときの費用等の関係等、この辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目には、歳出の3款の事業費の中の1目のし尿処理費の中の11節需用費でございます。この中の修繕費ですけれども、過去10年間の推移の資料の提出をお願いしたところ、今日資料で1つ出ております。この説明をざっとしていただいて、私、この件については、経年変化で大分老朽化が進んでいるというお話がありましたので、どんどん修繕料とかが増えてくるのかなというふうに思っておりましたけれども、そうでもなくて、大きな機器の入替え等があった場合には費用を使いますけれども、そうでないときはそれほど大きな、右肩上がりということにはならないようなんですけれども、こういうふうな取扱いでは、どの程度、どんなふうな修繕の方法がこれからも取られていくのか、考えられるのか。それで、要するによく聞かれます、一定年限たちますと部品等が調達できなくなるというふうなことが、よく機器の関係で言われますけれども、こういうことって発生しないんでしょうか。その辺のやり方とか、そのようなアイデアについて説明をお願いできたらと思います。

それから、3つ目ですけれども、同じく事業費の中で1目し尿処理費の中の委託料ですけれども、この委託料の委託先と契約方法、これをお示しいただいて、資料、これを出していただきましたので、説明をまずお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、坂本議員さんから第8号議案、決算の認定についての御質問にお答えさせていただきます。

財政調整基金の積立てについて、積立て上限額をどのように考えているかの御質問でございますが、財政調整基金におきましては、一般的には標準財政規模の10%とされております。

財政調整基金につきましては、過去に御質問があり、そのときの答弁では、施設の設備機械類の交換や突発的な故障の場合、大きな設備で5,000万円を超えるときもございます。そのため、基金としては1億円程度は必要ではないかとお願いしているところでございます。施設のほうで方向性がまだ決まっておられませんので、施設の建設基金等は今つけておらない状況でございます。

次に、議長の許可を得て事前にお配りした令和2年8月定例会一般質問議案質疑資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

財政調整基金の過去10年間の基金でございます。平成22年度は1億250万4,758円、平成23年度は1億681万9,473円、平成24年度は9,917万6,822円、平成25年度は1億1,060万6,822円、平成26年度は1億2,208万6,824円、平成27年度は1億6,173万822円、平成28年度は1億9,144万822円、平成29年度は1億2,273万1,822円、平成30年度は1億4,223万6,824円、令和元年度は1億5,709万6,822円でございます。

結果このような金額になってございますが、今後は、金額のほうは構成市町さんと協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 坂本議員さんより御質問をいただきました11節需用費、修繕料について過去10年の推移、それと今後どのように修繕できるのかといった質問にお答えしたいと思います。

〔「すみません、ちょっと声が小さいので」と言う人あり〕

○組合事務局次長（稲垣達也君） 失礼いたしました。

それでは、議長の許可を得てお配りしました令和2年8月定例会の議案質疑資料の2ページのほうを御覧ください。

こちらのほうはさきに説明のほうを行っておりますが、このような形で修繕のほうは推移しているというところでございます。

それと、この質問の中でどのような整備の在り方があるかといったお話でございますが、目視確認ができる機器等に限っては、物の入替えを行うといった形の更新で維持修繕できるものと考えております。また、私どもの施設が古くなり、メーカーの発売から製造中止等の製品もございますので、そういったものに関しましては機器の更新等、新しいものに入れ替えてまいります。その際、接続をする配管や基礎であるとか附帯する部分において若干の改造をする必

要性は生じると考えますが、施設の維持管理上、問題となる設備補修ではございません。

次に、質問の2つ目といたしまして、13節委託料の委託先、契約方法を一覧にした資料を作成して説明をしてくださいということにお答えしたいと思います。

お手元の先ほどの資料のページ4ページを御覧ください。

こちらの4ページから7ページまで、令和元年度事業費の委託契約状況の一覧をまとめてございます。まとめてあります内容といたしましては、委託年、契約先、契約形態、金額の順で並べておるところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

第1点の財政調整基金のほうは分かりました。大体1億円程度あれば当座大丈夫ということで、今1億5,000万ほどありますので、一応目標値は十分達成している、万一のことがあっても対応できるというふうになっている。

あれですか、これから構成市町と協議ということでありましたけれども、これは例えばどの時点でとか、あるいはどういうふうになったら協議するとかという取決めみたいな、内規等含めてもあるのでしょうか。例えば、これから先考えた場合に、相当大きな事業資金が近い将来というか、まだまだ計画がこれから先ですから先かもしれませんが、一定程度、そのときになって財政計画を立てるというやり方もあるでしょうけれども、今から準備をしていくというふうなお考えはないのでしょうか、その辺を確認したいと思います。

それから、2つ目の修繕ですけれども、分かりました。私、先日この処理施設の中を見学させていただきました。大変大きな機械が稼働して、あるいは精密機械も含めてあるわけで、これからもどんどん修繕等が必要になってくると思うんですが、製造中止になったものについては新しい部分を入れ替えして、若干の配管等が必要になってもそれに対応していけるというふうになると、比較的長期にわたって安定して今のものもまだ使えるという、例えば部品がないからもう使えなくなるなんていうことはあり得ないことが分かりまして安心しました。

そういうふうに繰り返したときに、これが修繕とか工事請負費、増減してこれからも安定していける見通しでいけるのかどうかの、再度それらについてのこれからのお考えをお伺いします。

それから、ここで一覧にいただきまして分かりやすくなったんですが、これ事業費の委

託の関係ですけれども、委託先一覧表を頂きました。よく分かるのが、指名競争入札の部分と随意契約がありまして、理由の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行日の関係です。処分場を有する自治体と合意したためという理由になっていますけれども、この辺の随意契約にしているところの説明で、処分場との関係、処分場を有する自治体とのこの辺の経緯、なぜこういうふうな取扱いをされているのかについて、私分らないものですから、御説明をお願いしたいと思います。幾つか出てくるんですよ、この随意契約の部分については。これをひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 坂本議員さんの再質問につきまして御答弁させていただきます。

1点目の財政調整基金のことにつきましては、今後基本構想等により大きなお金が必要になってくるのではないかというふうなことでございますが、そちらの関係につきましても、今後構成市町と基本構想につきまして現在協議中でございますので、課題の1つとして協議をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 坂本議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

修繕費で、今後の見通し、在り方についてはといったことの御質問だったかと思っております、そのような形でお答えさせていただきます。

さきに回答いたしましたとおり、機器のほうの修繕としてはそのまま実施していくことは可能でございます。今後の修繕の在り方についても、計画的な整備修繕を行い、機器の稼働を保っていきたいと考えておりますが、埋設設備等、どうしても手が加えられない部分が今後施設の維持管理上、懸案になる事項ではないかと思われまます。私のほうで点検、確認をする中で意識しているところでございますが、現状そういった箇所からの漏水、漏えいに対しましても適宜設備修繕を行い改修し、施設管理を行えることとなっておりますので、当面の期間、施設として問題がなく維持管理できるであろうと判断しているところでございます。

2点目の委託料の処分先についてといったところの御説明になりますが、法律に伴いまして、私ども衛生組合から出てきて対象となります汚泥、し渣、それと沈砂といった堆積物を私ども

から他の存在する市に対して持ち込む際に、法律上、この持込み・受入れをする市との協議の合意が必要ですよといったことが法律で定められております。その関係で、御質問にありましたところの脱水汚泥、し渣につきまして、寄居町さんとの事前協議を行い合意に至っていることから、事業者との契約を行い、搬出事業を行っておるところでございます。

また、沈砂の部分でございますが、沈砂に限りましては茨城県北茨城市と協議のほうを行いまして、そちらのほうに搬出を行うといったことを行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） ありがとうございます。

最後の委託料の関係、現地の寄居町やら、あるいは北茨城市ですか、そちらと協議、合意をしながら進めておられるということでありました。今後またいろいろな面でお伺いすることがあるかもしれませんが、今日はこの3点であります。ありがとうございました。

○議長（星野良行議員） 次に、1番、砂川和也議員。

○1番（砂川和也議員） 改めまして、こんにちは。

議席番号1番、砂川和也、通告に従いまして議案質疑を行いたいと思います。

第8号議案につきまして、3点行いたいと思います。参考資料、主要な施策の成果に関する説明書、こちらの5ページ、6ページより行いたいと思います。

まず1つ目、消耗品費より、平成30年度と令和元年度と比較の中で、汚泥処理設備で使用しているメタノール、高度処理設備で使用している苛性ソーダの使用料また金額ともにゼロとなっている要因についてお伺いいたします。

2つ目、6ページにございますオゾンナイザー整備とありますが、殺菌、脱臭、脱色などに対して効果を発揮する設備だと先日拝見させていただきました。年間456万5,000円の整備金額が毎年必要なのか、お伺いいたします。

3つ目、今後、し尿処理施設の長期安定的な施設運営を検討する上で、前回資料をいただきました更新か、また延命化と説明がありました。オゾンナイザー設備を含め、他の既存設備の継続的利用が視野にあるのかどうか、お伺いいたします。

以上、3点伺います。

○議長（星野良行議員） 1番、砂川和也議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 砂川議員より御質問いただいたことに順次お答えさせていただきます。

初めに、消耗品費より30年度と令和元年度の比較の中で、脱水汚泥設備で使用しているメタノール、高度処理設備で使用している苛性ソーダの使用料、金額がゼロとなっている理由についてでございますが、メタノールにつきましては生物処理で、これまで通常の使用の必要はない状況でございましたが、使用するに当たり、ポンプの試運転時に注入されることが多く、平成30年に購入したメタノールで賄えているため、令和元年度はゼロとなっているものでございます。

2点目の苛性ソーダにつきましては、処理水の状況が良好に維持管理できたことによりましてゼロとなっているものでございます。

続きまして、オゾンナイザー整備とありますが、殺菌、脱臭、脱色などに対し効果を発揮する設備だと思いますが、年間456万5,000円の整備基金が毎年必要となるかについてでございますが、オゾンナイザーの整備は隔年で実施していたことから456万5,000円となったものでございます。

続きまして、今後、し尿処理施設で長期安定的な施設運営を検討する上で、前回資料の更新と延命化がありました。オゾンナイザー設備を含め、他の既存設備の継続的利用が視野にあるのかについてでございますが、現在、構成市町と協議しているところでございます。議員御指摘の内容につきましては、今後構成市町と協議を行う中で調査研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

1番、砂川和也議員。

○1番（砂川和也議員） ありがとうございます。

今後も状況に応じて適正な判断を行い、施設の安定的、継続的な運営をお願いいたします。また、更新か、延命化、また広域化の判断する上での調査研究にも力を入れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（星野良行議員） 以上で、1番、砂川和也議員の質疑を終わります。

続いて、9番、仲又清美議員。

○9番（仲又清美議員） 早速ですが、第8号議案の質問をさせていただきます。

決算書16ページの一般管理費、19節交付金、周辺地区連絡協議会交付金について、85万円

の使い道、それから実績、地域要望などがありましたら伺いたいと思います。

この質問は、小さな単位の予算の質問でございますが、この施設は桶川市の環境センターと隣接もしております、この地域の住民の理解があつてこそこの施設でございます。そういった2つの施設が重なっているということで、いわゆる迷惑施設ということで承知をしています。現在は、桶川市は可燃ごみは稼働しておりませんが、これからも桶川市の地元の周辺の区長さんをはじめとする地域住民の協力があつての施設運営だと思いますので、今質問させていただいた内容で御答弁をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 9番、仲又清美議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 仲又議員さんの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

周辺地区連絡協議会交付金につきましては85万円となつてございまして、その使途、実績、地域要望などにつきましてお答えさせていただきます。

周辺地区連絡協議会につきましては、平成7年度から小針領家、五丁台、倉田、舎人新田地区の区長さん、区長代理さんで構成されてございます。

交付金の使途でございますが、各地区での事業推進費として70万円、総会、研修会等の費用として15万円となつてございます。

実績でございますが、各地区への事業推進費につきまして、小針領家地区が20万円、五丁台地区が20万円、倉田地区が15万円、舎人新田地区が15万円ということで交付してございます。こちらの金額につきましては、各地区で地域の活動等に使用されているものでございます。また、令和元年度におきましては総会、それと役員会、併せて研修会を実施しました。研修会の視察先につきましては、埼玉県羽生市の汚泥再生処理センターを視察研修してきているところでございます。

最後に、地域からの要望でございますが、昨年度は具体的な要望等は伺っていない状況でございます。

衛生組合としましては、周辺地区連絡協議会を通じまして地域の状況の把握をすることができ、また、私ども組合との交流を図る上では大切な組織と考えているところでございます。今後とも支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

9番、仲又清美議員。

○9番（仲又清美議員） 御答弁ありがとうございました。

いつもここの周辺を通ると感じることもなんですけれども、清掃センターはもちろん桶川市民の大事なごみ処理場でございますので認識はあるかと思いますが、最近若い方が桶川市も増えてまいりまして、新しい新興住宅に住んでいらっしゃる方はほとんど本下水ということで、このし尿処理の施設があること自体、もしかしたら知らない世代もあるのかなというふうに思います。ましてや、2市1町で広域でやっているなんていうことをどこまで皆さん知っていらっしゃるかなというふうにちょっと危惧をしていますが、この施設のある場所もちょうど県道と市道と重なり合うようなそういった場所で、ここにいらっしゃる議員さんたちも来たときに、今特に雑草なんかもすごく繁茂する時期でありますので、施設自体の外観もすごく古くて、何かオレンジ色と言いたいような、そういった着色で、すごく何か見た目がイメージダウンしていないかなというふうに思います。

かといって、予算が潤沢にあるわけではありませんので、これはハードなのかソフトなのか分かりませんが、やっぱり迷惑施設という、そういう、あまりいいような表現にならないような努力というのも今後必要なのかな。例えば、2市1町のイメージキャラクターとか、また3つの自治体の、例えば桶川だったらベニバナとか、伊奈町さんだったらバラとか、少しここにある位置にちょっとそういった目先の明るいイメージの何か看板とか、ああそうなんだ、ここに3つの自治体でやっているんだって、そういうような何か環境整備も必要なのかなというふうに思って、ここの連絡協議会交付金は、要するに御迷惑をかける、御協力いただいているので、地元で何か役に立つことをしてくださいというのも大事なこともかもしれないんですけれども、やっぱりここを通る、またこの地域の皆さんにも何か愛着を感じていただけるような、まずは除草から、施設内の除草というか、ちょっと死角になっているところもあったりして、昨日もちょっとお話をしたところがあるんですけれども、それとか、やっぱり来る道中の道路もうちよっと環境が、そういう雑草とかの環境も整備されたり、例えばお花とか、何かもうちょっときれいなイメージをつくり上げられたらいいかなと思います。

恐らく今、羽生市のほうもどんな状況か私も分かりませんが、私たちも行政視察行かせていただくと、何か都会にあってもおかしくないような施設が、結構外れのほうにあってもすごくきれいな施設がここのところ多く見られますので、そういったこともぜひ、桶川市にあるので、強調して誠に申し訳ないんですけれども、本当に2市1町のまた管理者の皆様にもそういったところにも、ソフトなことではございますが、この施設が本当に皆様から認識をされた、

また愛着があるような、そういった支援もできないかなというふうに思いますので、この協議会で声がないかもしれませんが、御提案として申し上げたいと思います。もしこのことについて何か御答弁ができるのであれば、よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 9番、仲又清美議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 仲又議員さんの再質問につきましてお答えさせていただきます。

大変貴重なよい御意見をいただきましてありがとうございます。今後、組合といたしましても2市1町と協力しながら検討してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 以上で、9番、仲又清美議員の質疑を終わります。

続いて、11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 時間も押してまいりますので、手短にしたいと思います。

まず、7号議案です。繰越金について、1,956万2,000円という増額で、当初予算に多分1,593万2,000円なんだと思うんですが、これに増額補正するのに今後正副管理者で協議、構成市町の協議というお話でしたが、先ほど財政調整基金のお話でも工事費のお話でも、それほど今の現時点では必要ないのかなというふうに思います。まだ基本構想についてもこれからだということで、何に幾ら使うのかがはっきりしていない時点で、この繰越金の性格がよく分かりませんので、そこについて御説明をいただきます。

それから、財務諸表の作成支援委託なんですが、基礎的な知識があればある程度できると思うんですが、その170万の内訳について教えてください。

それから、監査委員費が増額をしたということで、ちょっと驚くべき御説明で、今まで例月検査もやっていなかったという話なのでびっくりなんですけど、これについては決算で管理者にはぜひお答えいただきたいと思うんですが、そのいきさつというか、なぜそうなのかというのがよく分からないので、改めて説明を求めます。

次に、8号議案です。ホームページの作成委託の内容と課題なんですが、例えばこれから先、大分ホームページは改善されましたけれども、予算書、決算書などもまだ入っていませんし、施設の概要というか、どういう施設になっているかというのが動画かなんかでもいいんですが、ちょっと説明ができる施設、そういうのがホームページの中でまだ作成されておられません。基本的なものとして必要だと思うんですけども、その辺が内容として入ってなかったという

のがどうなのか、今後の課題としてこれをどうしていくのか伺いたいと思います。

それから、先ほどの監査委員会費ですが、今まで半額ということで、これについて管理者の見解を求めたいと思います。

それから、視察の研修内容等はどうなのかということについて教えていただきたいと思います。

それから、監査意見書の中でも、決算意見書の中に例月現金出納検査を参考としたというふうに書いてあります。これについては、例月検査はちゃんとしていなかったという認識ですが、その辺の説明をいただきたいと思います。

次に、フォークリフトの更新がありました。先ほどいろいろ説明をいただいたので、有資格者としてはどのくらいなのか。それから、定期点検というのは労働安全衛生法に基づいて必要になってまいりますけれども、これはどのように記録されているのか、御説明を願います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 北村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、1点目の繰越金でございますが、この繰越金につきましては、令和元年度の決算が確定したことによりまして繰越金に入れさせていただくというようなことでございますので、御了解いただきたいと思います。

また、北村議員さん御質問のとおり、財政調整基金を含め、またこの繰越金の金額等を考えたときに、今必要なかどうかということにつきましても、今後構成市町と協議をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、7号議案の御質問について御説明させていただきます。

財務書類作成支援委託について、具体的業務についてでございますが、総務省のほうから全ての地方公共団体において統一的な基準による財務諸表の作成が要請されているところでございます。組合におきましては、職員によりまして財務書類を作成しましたが、固定資産台帳の誤りが散見されている状況が見受けられましたので、数値の正確性など、専門家であります公認会計士さんなどの第三者の支援を仰ぎながら、ホームページにて財務書類の公表をしていきたいと考えています。今年度中に仕上げたく、補正予算に計上させていただきました。

なお、今年度は、固定資産台帳の見直しと確認をさせていただきまして80万円、財務諸表のこれも作成の支援をいただきます金額としまして90万円の、合計170万円を見込ませていただいております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 小野管理者。

○管理者（小野克典君） 例月の出納検査の件につきまして、私のほうからちょっと述べさせていただきます。

先ほどの議案説明の中で事務局長からも答弁をさせていただきましたけれども、この現金出納検査につきましては、毎月歳計現金、基金現在高報告書を監査委員さんにお持ちして、まとめてこれまでは3から4か月に一度現金出納検査を実施していたということでございます。この経緯については、ちょっといつからかということは定かではないんですけども、事務局のほうに伺ったところによりますと、この一部事務組合についてはこれまでこういったような形で行っていたということでございますけれども、しかしながら、先ほども事務局長のほうからも答弁ありましたけれども、他の一部事務組合の状況を調査する中で、こちらについては議案質疑で監査を行ってはいけないということを確認したということで、監査委員さんと協議を行いまして、本年4月から毎月この検査を行うということになったわけでございます。この点につきましては、先ほども事務局長が申し上げましたけれども、これまでの不備におきましては、この場をお借りして私からもおわび申し上げまして、今後は適正な処理を行っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

〔「まだ残っています」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 暫時休憩をします。

（午後 零時26分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を続行します。

（午後 零時26分）

○議長（星野良行議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、8号議案決算書についての御質問にお答えさせ

ていただきます。

ホームページ作成委託の内容と課題でございますが、内容は大きく2つございまして、1つ目はホームページのリニューアルに係るコンサルティング、2つ目はトップページ及び各下層ページ以降のデザイン作成が委託の内容でございました。

次に、課題としましては、今年度保守委託料は9万1,300円ございまして、主な内容としましては、毎月1時間以内のホームページの修正作業、セキュリティー対策、平常時、緊急時の保守を委託しているものでございます。これらの作業におきまして、現状職員での作業が難しいところが課題であると思われまます。

もう一つ、ホームページの掲載内容の充実化が必要ではないかと思われまます。今後は、近隣の一部事務組合の内容を調査研究させていただきまして、優先度を見極めて充実化を図っていきたく考えているところでございます。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、監査委員費の視察研修についてでございますが、こちらは毎年度監査委員会及び公平委員会と合同にて県外視察研修を行わせていただき、先進のし尿処理施設の視察や環境施設の視察研修を行ってまいりました。令和元年度では、京都府舞鶴市の平成29年竣工のし尿処理施設及び平成22年竣工の一般廃棄物最終処分場のほうへ視察研修を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） フォークリフトについて、有資格者と点検の状況について、そういった御質問についてお答えしたいと思います。

組合のほうのフォークリフトの有資格者数でございますが、担当の業務担当で4名、総務担当のほうで1名取得しておりまして、組合では全5名の有資格者が在職しているところでございます。

運転に関わる点検の状況でございますが、法律で定めてあります日常点検、例月の点検、法定の年次点検と3区分の点検がございますが、担当者におきまして日常点検の記録表、管理日報という形での、運転時間、使用時間を主に管理するといった形のもので日常点検を行っておりまして、法定の年次点検に関しましては、第三者によります点検を行って、その認定を受けて維持管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 8号議案のホームページの内容なんですけれども、今後の課題として、近隣の状況を見極めながら優先度を見極めるというような御答弁だったと思いますが、そういう問題ではなくて、この組合についてできるだけ利用者というか、構成市町の方々にどうやって理解していただくかということと、自分たちの仕事の発信という観点から、周りを見ながらということではなく、ぜひそのところは分かりやすいホームページの作成にせっかく着手したんですから、今後も努力をしていただきたいと思います。努力をしていただけるかどうかだけで結構ですので、御答弁をお願いします。

それから、フォークリフトに関しては、いわゆる労働安全衛生法に基づく定期点検表というのを作成していないように見受けられたんですが、その辺は今後きちんとしていただかなきゃならないというふうに思いますので、そのことについての改善もお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） 議員さんからございました、ホームページの作成において分かりやすく市民に理解を得られるようなということがございましたが、今後努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） フォークリフトの点検の在り方、記録表でございますが、今後所定の法令等を再度確認しまして、適正な記録の保持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

よろしいですか。

以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありますので、発言を許します。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 第8号議案の令和元年度一般会計の歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

この3億足らずのいろいろなお金のやり取りの中で、不適切な使い方等々があるのかどうかということ考えた場合に、まず驚きなのはこの例月出納検査をやっていなかったということなんです。地方自治法の235条の2、普通公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない、こういうふうにはっきり書いてあるんです。この地方自治法の本条ですよ。それについて、やってこなかったと。この三十数年ですが、ちょっと驚いて、考えられないとか、逆立ちしそうな気持ちになっているんですけども、ごめんなさいと言って、私はそれを別に責めようとは思いませんけれども、ただこの状態をずっと続けてきたということについては、今まで分からなくて、今回改めて分かったということにせよ、やはり反対の立場で、反対をしなければならないというふうに考えております。要するに、適切な監査がない中で決算報告書が出来上がっているということ、お金のやり取り、別に間違いはないよということではなくて、やはり法令をきちんと守らない地方自治体というのはどこかで問題が起きてくると、そういうふうに思いますので、賛成したくもできないという立場で反対申し上げます。

それから、もう一つ、委託の中で、今回随意契約、入札も出していただきました。いろいろ細かく議論すれば時間がかかるんですが、先ほど坂本議員に説明をしました自治体との合意をしたためというのは、処分の合意であって、その随意契約とは全く違います。各自治体を通過する、あるいは処分する、その処分先の自治体と協議をするというのは当たり前の話です。これは廃棄物処理法に定められているわけですけども、ただ業者さんがその随契をするというのは全く別の話です。こういうような説明でお金の使い方をしていくということはやはり問題があると思います。今後もうちょっと詳しく調べて問題点を指摘したいと思いますけれども、そういう意味からしても、少しお金の使い方に緩みがあるのではないのでしょうか。その意味で反対の立場から申し上げたいと思います。ぜひ皆様の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（星野良行議員） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、第6号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案 令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（星野良行議員） 起立多数であります。

よって、第8号議案は認定することに決しました。

次に、第9号議案 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

よって、第9号議案は同意することに決しました。

△管理者の挨拶

○議長（星野良行議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会の閉会に当たります。一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和2年度歳入歳出補正予算及び令和元年度歳入歳出決算の認定等の各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症が再び拡大しておりますが、こうした状況の中にございまして、し尿処理施設の安定的な稼働は市民生活に欠かせないものであり、引き続き組合といたしましても感染防止対策を徹底し、適正な運営に努めてまいります。

結びに、新型コロナウイルスの拡大とともに、長い梅雨もようやく明け、暑い日が続いておりますので、委員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただき、御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（星野良行議員） 以上をもちまして、令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

午後 零時43分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 星 野 良 行

議 員 井 上 茂

議 員 道 下 文 男

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（４件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
6		上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例	2 8. 7	2 8. 7	原案可決
7		令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）	2 8. 7	2 8. 7	原案可決
8		令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	2 8. 7	2 8. 7	原案認定
9		公平委員会委員の選任について（三日尻憲一氏）	2 8. 7	2 8. 7	原案同意